

## 行田市地域公共交通会議設置要綱の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条に規定する地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な事項を協議するため行田市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項</p> <p>(2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(3) 地域公共交通計画の策定及び実施並びに実施に係る連絡調整に関する事項</p> <p>(4) <u>交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</u></p> <p>(部会)</p> <p>第7条 交通会議は、必要に応じ部会を置くことができる。<u>この場合において、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等の協議をするときは、運賃協議部会を置くものとする。</u></p> <p>2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号) <u>第9条第4項</u>の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条に規定する地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な事項を協議するため行田市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様<u>及び運賃・料金等</u>に関する事項</p> <p>(2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(3) <u>交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</u></p> <p>(4) 地域公共交通計画の策定及び実施並びに実施に係る連絡調整に関する事項</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 交通会議は、必要に応じ部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p>